平成２６年（フ）第１０７８号
京都市伏見区深草西浦町６丁目６番地　メイフラワー103
債務者　西岡　保典（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８６号
京都市伏見区向島津田町２番地　ミリオンマンション３Ｇ
債務者　前田　　了
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８７号
京都市伏見区向島津田町２番地　ミリオンマンション３Ｇ
債務者　前田　　緑
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９９号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地66棟303号
債務者　木村　栄子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１１号
京都市北区西賀茂山ノ森町56番地　サードニックス宇田205号
債務者　小田嶋路乃
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１３号
京都市左京区田中里ノ前町80番地　松里アパート21号
債務者　田村　初美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１４号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の７　草野ハイツ八幡201号室、前住所京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ11―504
債務者　伊藤　真幸
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
兵庫県西宮市上田西町３番43―107号、前住所大阪市西淀川区佃５丁目11番20―303号
債務者　利川　美香
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目406番地
債務者　鶴見　信之
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島492番地１パークサイド203、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津174番地１
債務者　中原　厚志
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２２９号
徳島市春日２丁目６番12―113号　エクセレントリバーハイツイースト、旧住所兵庫県神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―416号
債務者　伊藤由香里（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
愛媛県松山市畑寺町798番地13
債務者　有田留美子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８３号
愛媛県松山市畑寺３丁目13番40号　アーベンハイツ206号
債務者　井上　英美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８４号
愛媛県松山市三番町２丁目４番地43　石丸ビル302号
債務者　畠下　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８７号
愛媛県松山市道後湯之町３番10号　柳井館302号
債務者　日野けい子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０２号
愛媛県松山市竹原３丁目１番18号　福寿マンション103号
債務者　平岡　光世
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部